

ビルマのピドウタ計画と土地改革について

小 嶋 正 己

ま え が き

第二次大戦後東南アジア諸国は、一部の地域をのぞいて、それぞれ従来の植民地的従属から脱却して民族独立を達成した。この政治的独立と同時に、経済上の独立達成への努力が開始されたのであるが、その経済的独立発展の方向は、外国資本の排除・民族資本の蓄積・モノカルチユア的経済構造改造のための外貨獲得の努力および工業化優先政策という植民地経済脱却のための基本的共通点をもちつつ、それぞれの経済的土台の特殊な歴史的制約・権力掌握階層の指導理念の差異等を反映して、かなりの多様性をもって展開されている。それらは明確にマルクス・レーニン主義的な社会主義社会をめざす北ヴェトナムを除けば、インド・セイロン・ビルマ・インドネシア等のようにいわゆる『社会主義型社会 (socialist pattern of society)』の実現を目標とするより強い計画性をもった開発計画を展開している一群と、パキスタン・タイ・ラオス・カンボジア・フィリピン・南ヴェトナム等のように先進資本主義諸国の援助にヨリ大きく依存して資本主義的発展を否定しない開発計画を展開している一群とに大別することができる。

ビルマは前者のグループの一つであるが、いわゆる『社会主義型社会』というのは究極的にはマルクス・レーニン主義的な社会主義と同一のものにいきつくのか・つまりさまざまな国の社会主義への多様な移行形態の一つであるのか、あるいはマルクス・レーニン主義的な社会主義とは区別される・まだ歴史的事例をみない一種の資本主義社会なのであるか、という問題は理論的にも実践的にもきわめて興味ぶかい。マルクス・レーニン主義的社会主義は、いかなる移行の形態をとるにもせよ、労農同盟を基礎とするプロレタリア独裁権力によって生産手段の私的所有を価値法則の貫徹を完全に廃棄する過程をとおして実現されるもので、この原則を逸脱することはないのであるから、いわゆる『社会主義型社会』の実現過程にこのような尺度をあててみることは、みぎの問題を検討するための一つの方法であろう。本稿は、このような観点からごく初歩的な考察をこころみようとするものである。

Ⅰ ピドウタ計画における社会主義への指向

行論の必要上、まずビルマ経済の特徴とピドウタ計画（ビルマの長期開発計画（一九四〇））のりんかくについて簡単にふれる。

ビルマの経済の特徴を要約すると、米作農業を軸とする後進的モノカルチュア的生産構造を第一にあげねばならない。職業人口の七〇%をしめる農民が、全国一、六五三万エーカーの耕地中一、〇四〇万エーカーで米作をしており、農業生産額は国民総生産額の三五・四〇%をしめ、米作高は一九五二年以降毎年五、七〇〇万トン以上に達する。他方、工業は全く貧弱であり、戦前（一九四〇年）従業員二〇名以上の企業一、〇二七、労働者総数九万弱であったが、

戦時中の外資の逃避・民族資本の壊滅によって四六年には三五五企業三万人強に激減、その後いくらか立直ったとはいえ五七年の国民総生産額中工業生産額はわずか一八%をしめるにすぎない(1)。米穀は四八年以降国家機関(AMB)によって国内流通および輸出とも統制され、ビルマの国家財政収入・外貨調達はほとんど全部米の輸出に依存しているが、日常消費物資をふくむあらゆる工業製品はまたすべて輸入にまわっている。このような生産構造・貿易構造は、世界米穀市場の動向が直接かつ決定的にビルマ経済を規制するという結果をうみ、主輸出品が工業原料でなく食糧であるという事情が後進国への出超・先進国からの入超となって、ビルマのモノカルチユアの貿易構造をさらに不安定なものにしている(2)。それらは帝国主義的植民地支配の民族資本圧殺の結果であるが、同時にまた必然的に外資の国内経済および対外貿易の支配を留めおかざるをえないような原因ともなる。たとえば、ビルマの外貨準備はイングランド銀行へのポンド預託によっておこなわれ、外為業務の七〇%をイギリス系銀行に掌握されており、五七年における在ビルマ外資はなお一三八、〇〇〇万チャット(うち三三%がイギリス系)に達している。さらに戦争被害と戦後の内乱続発は戦前生産力の四〇%を失うにいたらしめ、五七年にいたりようやく四二年水準の九五%まで回復したが、一般にビルマ経済の支柱である第一次産業部門の未回復がめだち、鉱業部門にいたっては戦前の三〇%にみたないありさまである(3)。

かような基盤の上に従属経済からの脱却・自主独立経済への発展の努力がはじめられたのであるが、その指導理念となったのが民族主義と結合した『社会主義型社会』への指向である。ビルマにおける民族主義は、済経面に対しては他の独立をかちとった東南アジア諸国と同じく、主として国家資本のテコ入れによって帝国主義的外資を駆逐し、

他方いわゆる『複合社会』の否定をとおして民族資本の蓄積を達成しようとする政策にあらわれる。また『社会主義社会』への指向は、一方において従来の後進国の開発が結局資本の効率のみが問題となって原住民の生活水準向上と直接結合しなかつた点への反省、他方において戦後の社会主義諸国のめざましい発展にえいきよされて、経済発展が国民全部の生活水準向上と直接かつ計画的に結びつくような経済制度をつくりあげるといふ問題意識から出発している。したがってビルマ経済の発展方向は、当面国有化政策を中軸として経済的独立を達成し、それをやがて国民福祉の観点から経済を計画的に規制しうるよう構成することにむけられる。

みぎの構想を一つの長期的な国民経済計画として具体的体系的に編成したものが、いわゆるピドウタ（福祉国家）計画である。四八年にビルマ政府は経済再建の基本的構想をしめした二カ年計画（戦争で破壊された経済を二カ年で戦前水準まで復興させようとするもの）を発表したが、内乱等の国内事情から実施にいたらず、それがさらに明確に『社会主義社会』を目標とする長期計画（八カ年）にねりなおされて、五二年一応草案が発表され、五四年二月経済社会全分野にわたる総合的な国家計画（一九五三―六〇年）として発表されたものである。この計画は、(1)地方分権、(2)民主的地方行政、(3)農業および農村振興計画、(4)経済開発の目標、(5)土地国有、(6)後進地区の開発計画、(7)住宅計画、(8)運輸通信計画、(9)教育計画、(10)保健医療計画の一〇項からなるきわめて野心的な文字どおりの福祉国家（ピドウタ）計画である。その経済部門の諸計画の主要な指標をひろくと、六〇年までに各産業部門に七五〇、〇〇〇万チャット（約一五〇、〇〇〇万ドル）を投資し、目標年度には国内総生産額を七〇〇、〇〇〇万チャット（対実施前年比七八%増）国民一人当り生産額を三四〇チャット（同六二%増）に増加させる計画である（4）。投資総額七

第一表 産業部門別計画目標

部 門	単 位	1939 年 度	1952 年 度	1960 年 度	計画目標 の対戦前 比増加 (%)	計画目標 の対実施 前年比増 加(%)
農業総生産額	100万 チャット	1,850	1,463	2,153	16	47
総耕作面積	1,000 エーカー	18,900	15,417	19,525	3	27
米の輸出量	万 ト ン	320	120	260	-19	117
木 材 生 産						
チーク材	原木 1,000 立方トン	440	141	500	14	255
その他の硬材	〃	500	349	900	80	158
電 力						
発電能力	1,000kw	93	—	319	243	—
発電量	100万kwh	233	—	792	240	—
石炭生産	1,000トン	—	—	400	—	—
原油生産	100万ガロン	276	29	98	-65	-235
鉄 道						
軌 道	延マイル	2,058	1,500	2,000	-3	33
貨 物	1,000トン	4,057	1,651	4,555	12	176
旅 客	100万人	437	250	421	-4	68
港湾荷扱能力						
輸 入	1,000トン	1,366	768	1,735	27	126
輸 出	〃	3,920	1,140	4,505	15	240

ビルマのピドウタ計画と土地改革について

第二表 国内総生産および1人当り生産・消費の実績

年次	国内総生産額 (100万チャット)	国民1人当り 生産 (チャット)	国民1人当り 消費 (チャット)
1939年	5,629	302	195
1952年	4,084	194	132
1953年	4,620	205	140
1954年	4,593	212	142
1955年	4,789	221	139
1956年	5,010	225	136

ビルマのピドウタ計画と土地改革について

五〇、〇〇〇万チャットのうち政府投資五一〇、〇〇〇万チャット民間投資二四〇、〇〇〇万チャット、投資対象別にみれば産業部門に対し五五、〇〇〇万チャット社会部門に対し二〇〇、〇〇〇万チャット、支払先別にみれば国内五〇〇、〇〇〇万チャット海外二五〇、〇〇〇万チャットとなっている(5)。各産業部門別の計画目標は第一表のとおりである(6)。

かような目標に対し、現在までの成果はどうか。まず生産および消費の実績は第二表のとおりであって国内総生産額は計画実施前年比二三%増、国民一人当りにすると一六%増となっている(7)。しかしこの数字を戦前水準に比較すると、総生産額八九%一人当り生産額七五%に達したにすぎず、絶対的水準は想像以上に低い。また五六年実績を計画目標と比較すると、総生産額では七〇%一人当り生産額では六六%に達し、毎年の逡増率を等しいと仮定すれば、計画をやや下まわる程度の成績である。しかし第二表の数字は、前近代的自給経済が交換経済へ編入された際の数字上だけの生産増をかなり含んでいるものとみられ、絶対的な生産増加率はこれよりかなり下まわると思われる。政府投資の計画総額五一〇、〇〇〇万チャットのうち五六年までに合計一五五、八八〇万チャットがすでに支出されたがその内容は第三表のとおりである(8)。もともとピドウタ計画は、戦後か

第三表 部門別政府投資額

単位 100万チャット

部 門 別	1953年度	1954年度	1955年度	1956年度	合 計
農 業	13.9	67.6	48.3	33.3	162.1
灌 漑	3.3	12.4	4.0	2.6	22.3
林 業	9.7	7.9	6.9	3.4	27.9
鉱 業	—	2.1	3.2	16.1	21.4
運 輸	78.1	131.2	89.0	159.1	457.4
通 信	4.8	8.1	15.6	21.5	50.0
電 力	8.0	36.3	79.3	96.3	219.9
工 業	1.7	38.2	74.5	99.7	214.1
建 設	39.4	75.7	99.3	56.6	271.0
ピドウタ交付金	9.2	9.8	9.3	5.0	33.3
そ の 他	13.1	15.8	22.7	27.7	79.4
合 計	181.3	405.1	452.1	520.3	1,558.8

ビルマのピドウタ計画と土地改革について

ら五三年までの世界食糧事情のひつ迫による米輸出の好調を背景に編成されたものであるが、五四年以降世界食糧事情の好転によってビルマ米市場は売手市場から買手市場に転じ、輸出量および輸出価格は引続き低落してビルマの外貨保有量は急激に減少、したがって五三年から実施されはじめたピドウタ計画の政府投資の財源は、当初のみとおしははずれ主として五三年以前の米の輸出による蓄積に依存せざるをえなくなった。第三表によると政府投資は、計画の初年度において一八、一三〇万チャット第二年度四〇、五一〇万チャットと順調にのびたが第三年度にいたって七七、〇八〇万チャットの当初予算を四五、二一〇万チャットに圧縮せざるをえなくなった。またこの政府投資のうち国内貯蓄でまかなわれたのは初年度だけで、第二

年度は一〇、〇〇〇万チャット第三年度は三三、〇〇〇万チャットを外貨のくいつぶしで補わねばならなかった。このような過去の蓄積のなしくづしで当初計画を強行し、五五年まではある程度目標に接近した成果をあげたのであるが、蓄積が消費されつくすと、当然計画の遂行がとん座せざるをえなくなる。ビルマ政府は、この危機を国内貯蓄の増大・輸出の振興・外国援助の獲得等の積極策によってきりぬけようとしたが、結局国民の消費水準を圧迫したにとどまって所期の目的を達成できず、五五年から計画規模の縮少が検討されはじめた。五七年には当初のピドウタ計画の枠内ではあるが、その後半をかなり縮少修正した四カ年計画が設定された。その内容は、未着手の新規計画のほとんど全部を削除して建設中の計画の完成とその早期繰業に重点をおき、工業建設は運輸および発電部門をのぞいていちぢるしく後退し、米の増産を中心とする農業計画に建設の重点が移された。一般的にいつて修正四カ年計画は、共産圏の買付計画をふくめてビルマ米市場の立直りを前提にして、建設自体よりも建設資金調達のための第一次産業部門の輸出振興に目標をきりかえた感がある。若干の指標の抽出だけにとどめたが、ビルマ経済の発展方向および成果の要点は以上のとおりである。

このピドウタ計画が社会主義的性格をもつ経済計画であるかどうかは、まずつぎのような問題点から取上げることができる。すなわち、第一、農工業投資比率および経済発展テンポと計画の物質的基盤である原有経済との関係。このことは、単に投資規模がビルマの現実の物質的条件にてらして妥当なものであるかどうかという量的問題だけでなく、農工業投資比率が指向している『社会主義型社会』に必要な十分な体系的構造を正確に反映しているかどうか、あるいは経済発展のテンポが原有経済と指向している『社会主義型社会』との間を最も効果的に結合するもの

であるかどうかという質の問題にも留意されねばならない。第二、生産関係の観点。ピドウタ計画は民族主義と結合した国有化政策・産業国家管理政策を中軸として生産力の発展を意図しているが、このような政策は『社会主義型社会』の生産関係創設にどのような役割を果すものであるか、あるいは端的にいえば、それは現在後進的モノカルチュア的経済構造のもとできわめて歪曲された形で作用している価値法則をその積極的側面を利用しうるような正常な形にひきもどそうとするものか、それにとどまらず、価値法則そのものの発生之余地がないような生産関係をつくる方向へ発展するものかどうかをみる必要がある。

まず第一の問題の量的な検討からはじめる。戦後独立を達成した東南アジア諸国の開発計画を比較してみると、一般にその基盤となる原有の経済的条件にくらべて絶対的に大規模すぎるばかりでなく、国によって計画規模にいちじらしい較差があることに気づく。たとえば、中国の第一次五カ年計画は総投資額七、六六四、〇〇〇万元（約三、二六〇、〇〇〇万ドル）国民一人当りの投資額約一〇・八ドルであるが、これを第四表の『社会主義型社会』を指向するビルマ・インド・セイロンと比較すると、インドはやや低いが他は中国とほぼ匹敵している（9）。さらに、五六年の中国の推定国民所得四、七五〇、〇〇〇万ドルから単純に第一次五カ年計画中の一人当り国民所得に対する投資額の比率を計算すると約一七％となり、これをビルマ・インド・インドネシア等と比較すると、特にビルマの比率がかなり高度のものであることがわかる。もちろん、このような単純な比較には問題があり、たとえば、建設資金の調達方法および生産力発展のその他の諸要因をすべて考慮していないし、また発展テンポは通常加速度的なものであつて単純な平均値は正確とはいえない。このような点を考慮するならば、ビルマの計画指標は中国のそれと匹敵すると

第四表 国民所得に対する開発資金の比率

国 別	(A)国民所得 (1953年) (100万ドル)	(B)開発 投資額 (100万ドル)	$\frac{B}{A}$	人 口 (1953年) (1,000人)	(C)1人当り 国民所得 (ドル)	(D)1人当り 開発投資額 (ドル)	$\frac{C}{D}$
ビ ル マ	820.0	195.5	23.8	19,045	43.1	10.3	23.9
セ イ ロ ン	979.4	88.5	9.0	8,155	120.1	10.9	9.1
イ ン ド	22,231.5	3,041.1	13.7	372,000	59.8	8.2	13.7
イ ン ド ネ シ ア	6,940.5	528.1	7.6	79,900	86.9	6.7	7.7
マ ラ イ	1,733.1	51.6	3.0	5,706	216.9	9.0	0.4
パ キ ス タ ン	5,815.2	490.4	8.4	79,330	73.3	6.1	8.3
フ イ リ ッ ピ ン	3,691.3	407.7	11.0	21,039	175.5	19.4	11.1
タ イ	2,437.3	79.7	3.3	19,556	125.0	4.1	3.3

いう以上に、むしろ可能性の限界をこえたものと考えられる。この点は、発展のテンポからみても同じ結論に達する。すなわち、ピドウタ計画は、期間（八カ年）中に国内総生産額を三九二、七〇〇万チャットから七〇〇、〇〇〇万チャットへ七八%の増大を意図しているが、単純に毎年の加速度を等しいとして計算すれば年間通増率は約七・五%となる。これに対し中国第一次五カ年計画の同じ計算による年間通増率は約八・六%であるが、農工投資比率を考慮に入れると、ビルマの発展テンポの方がヨリ大きな困難をとまうであろう。というのは、中国は周知のとおり工業・特に重工業優先主義であるがビルマは質量とも農業優先主義であり、農業生産の発展テンポは自然的条件に制約される一定の限界を有しているからである。大ざっぱにいつて、中国の計画指標と匹敵する・あるいはそれを凌ぐ投資量や発展テンポをビルマ経済に課することは、その原有の経済基盤に対する関係からいつて不可能である。このことは前記第二の問題点に関連してくるのであるが、中国との比較においていうならば、中国では経済発展≠生産力発展は、常に生産関係の变革と相互に関連し結合してすすめられ、生産力発展が生産関係の桎梏によって阻害されないという保障が原則的に確立している。投資量および発展テンポは、生産力発展の指標であると同時に生産関係改造の指標でもある。投資の財源についていえば、計画の出発当初において無償で国营企業を創設するという有利な物質的条件をもち、さらに国民経済中における国营企業の制度的優越性とその相対的・絶対的優位を保障し、投資が価値法則によってではなく計画的均衡発展の法則に規制される。これに対しビルマにおいては、経済発展は民族主義的国有化政策を中軸としてすすめられるのであるが、それは外資排除・民族資本育成が直接の主目的であつて、従属経済からの脱脚による大きな生産力飛躍の可能性をもちつつも、生産手段の私的所有が揚棄されないかぎり投下資本は基本

的には価値法則に支配される。生産が一定段階まで発展すると（それは全国民経済が歩調をそろえてその段階に達するのではなく、それぞれの産業部門の不均等発展によってヨリ一層その危機を激化するのであるが）、土台＝生産関係の変革がおこなわれないかぎり、生産の無政府性・盲目的利潤追求性・階級分化の拡大再生産といった価値法則の否定的側面が国家権力による投資の計画的規制を逆に規制するにいたるであろう。投資計画における国家資本の比重の大きさ・産業および土地の国有化ないし国家管理・複合社会の否定等の計画の中軸となっている諸政策は、いずれも資本の逃避・専門技術の不足・能率の低下・さらには労資および農民と地主との間の階級的対立の激化にいたる社会的抵抗を引起し内乱の事態さえ惹起しているが、その本質はいうまでもなく生産手段の私的所有と生産の社会的性格との矛盾のあらわれであって、民間資本の法的保障・海外からの技術援助・対外借款といった末梢的手段で解決しうるものではない。それは基本的には権力構造の問題とも関連しているのであって、このような原有の経済的基盤の差異を考慮すると、ビルマが『社会主義型社会』を指向するといいながらも生産関係改造の明確な具体的規定をもたない以上、中国と同じ規模・テンポをもつ計画は不可能なのである。ピドウタ計画の諸指標は、現実の資本蓄積率から可能な投資額が順算されたものではなく、逆の方向から一つの理想的な『社会主義型社会』が想定され、その目標に到達するための投資規模・発展テンポが逆算されたものではないかとさえ思われる。そしてこのような原有の経済的基盤と密着していない計画指標は、世界的食糧不足という特殊な事態から蓄積された外貨をくいつぶしてしまうと、計画縮少の余儀なきにいたるといふ結果を招来せしめる。

つぎに、ピドウタ計画の質の問題を農工投資比率の観点から検討してみる。いかなる立場からしても、工業の未発

達が経済の後進性・従属性・不安定性の原因であり結果であることは論をまたない。『工業化を是とする根本的な理由は、それが一人当りの生産性を増大させ、それによって純農業国において期待しうる生活水準よりも一層高い生活水準への道を開くということにある』(10)。問題は工業化の形態・手段・目標なのであり、それは開発計画の農工業投資比率に集約的に表現される。工業化の端緒は必然的に農業生産の改善と結合する。すなわち、植民地経済における農業は、先進諸国に対する原料供給市場・軽工業製品消費市場の役割をもって外国工業に従属する。したがって植民地農業は多角化の可能性をとざされ、先進諸国の必要に応じて専門化され、モノカルチュア的性格を強制される。このような植民地農業の従属性を解放し民族工業と結合するためには、外国工業と民族工業の単なる交替ではなく、第一に民族工業に適応した原料・食糧・労働力を有利な条件で提供するために、第二に民族工業創設のための外貨を農産物輸出によって調達するために、第三に民族工業の主要な消費市場を形成するために、まず農業生産性の向上・経営の多角化・農村購買力の向上をはかる必要がある。その点からいえば、ブキャナン・エリスのいうように『最初の工業化は農業改良とほとんど区別できない』(11)。かれらは、この工業化の端緒の成功はすべての加工業から『旧式な方法を除去』しつつ、つぎの段階において『化学・動力・肥料・電気設備・機械農具や標準的な共通の工業設備といった基礎的な一般的な工業にいたるものを対象とするのが合理的』であるとしている(12)。工業化の端緒を農業と結びつけること、そしてそれによって民族工業の原料・食糧・労働力の供給を保障するとともに工業製品の消費市場を確保すること、この関係は工業化の当初の不可欠の要件であるが、ただこの端緒に接続されるつぎの段階にはブキャナン・エリスのいうところと異なるみちがある。かれらの『合理性』というのは、資本の効率あるいは資本の生産

性を基準とするものであり、常識的には後進国では稀少かつ高価な要素である資本を相対的に豊富安価な労働力に対し低比率で組合せ、有機的構成の低い・利潤率の高い・資本回転の早い工業部門から着手することによって資本の節約をはかろうとするものである。他のみちすじは個々の資本の生産性を第一義におかず国民経済全体における必要度によって発展の優先順位を決定する。ここでは、国民経済の均衡のとれた体系の早急な整備が目標とされ、当然消費財生産よりも生産財生産に重点がおかれ、重工業は軽工業に優先し、資本の集約が労働の集約に先行する。いうまでもなく、前者は価値法則の本質にそいそれに依拠している。後者は反対に、価値法則作用範囲の制限・その廃棄過程を随伴しなければならぬという前提条件をもっている。そして、社会主義を指向するかぎり、後進国の経済開発は、所与の生産関係変革の政策を平行させる前提のもとに、一定の準備期間（前述の農業の工業に対する結合過程）ののち、工業・特に生産財生産部門（重工業）優先主義の計画がたてられるのが原則的方法である。その工業発展の具体的手段は、主として原有の経済的基盤の諸特質によって決定され、またその発展テンポは、主として農業の市場に出しうる剰余にかかっている。『市場に出される収穫高の割合は、農村の社会的経済的組織形態が異なることによって変化しうる』のであって、自然条件よりも多分に制度による制約をこうむっている（13）。したがって、この問題はまた、工業化の端緒における農業と重大な関連をもっている。

大ざっぱであるが、みぎの認識からピドウタ計画の農工投資比率を検討してみよう。計画によると工業建設は政府投資によるもの・公私資本の合併によるもの・民間資本によるものにも大別されるが、いうまでもなく政府投資によるものが中心であって年産能力三五、〇〇〇トンの鉄鋼圧延工場を筆頭として精油工場・ジュート工場・紡織工場・製

薬工場、硫酸工場・製茶工場・煉瓦工場各一、精糖工場二をふくむ大小六五工場の建設が計画されている(14)。その実際投資額は、第三表にみられるとおりである。一般的な形態からいうと、動力部門および運輸通信部門は固有の工業部門(製造加工工業)に従属し、投資量の比率も通常その関係を反映するのである。たとえば、中国第一次五カ年計画についていうと、基本建設投資総額四、二七四、〇〇〇萬元のうち電力をふくむ工業部門に五八・二%・運輸通信部門に一九・二%・農業部門に七・六%の配分、工業投資総額二、四八五、〇〇〇萬元のうち生産財生産部門に八八・八%・消費財生産部門に一一・二%の配分となっている。ビルマにおいては計画・実績ともこの関係が全く倒立している。これは、ビルマの電力・運輸・通信部門への投資計画が工業の体系的な建設と結合されたものではなく、直接的には主として農業および農業周辺の加工工業のためのものであることをあらわしている。この点はピドウタ計画の予定どおりの進捗が折し修正四カ年計画が設定された前後から、その性格をヨリ明確にあらわしてくる。第五表によると農業中心の第一次産業部門への投資は五三・五六年平均と五七年をくらべて一三・二%から一九・四%へ、運輸通信と電力部門はそれに照応して三四・四%から四一%へと増大しているが、工業への投資は計画初年度の特殊状況および五七年度の新規計画打切りと建設中のものの早期完成のための臨時的支出増加という条件を考慮すれば実質的には投資比率はかなり減少しており、計画自体が農業近代化に最も高いプライオリティを与えていることはきわめて明確である(14)。つまり結論的にいうと、ピドウタ計画における工業化への意欲はみとめられるにしてもそれは重工業部門が圧延工場一つとというのに端的に表現されているように社会主義への軌道にのせる工業体系の建設ではなく、むしろ農産物の市場へ出しうる剰余を最大限に獲得するための、いわば社会主義の軌道にのる前段階の

第五表 政府投資の産業別比率

部 門 別	1953~56年度 (平均)	1957年度
農業および灌漑	10.3%	13.3%
林業	1.7	2.3
鉱業	1.2	3.8
工業	9.4	11.4
運輸	24.5	27.2
電力	9.9	13.8
建築	16.1	5.6
社会福祉	—	3.7
その他	5.0	1.6
国防	21.9	17.3

リ一層明らかにすることができらるであろう。国有化政策が最も明確にうたがされた土地制度について、次節にこれを見ることにする。ピドウタ計画自体が上述のように工業化端緒・農業周辺の計画であることから、土地国有化問題を検討の対象とすることは適当であろう。

(1) J. R. Andrus: *Burmese Economic Life*. P. 142 および『世界知識年鑑』・一九五八年版・北京・九九頁。

(2) 一九五五年中国およびソ連圏諸国との間に年間八〇万トンの米輸出をふくむパーター形式の貿易協定が締結され、ビルマ貿易の三〇%を社会主義諸国と結ぶことにより、ビルマ経済に新しい安定要素を加えるかにみえたが、目下のところその遂行状況はかんばしくない。

ビルマのピドウタ計画と土地改革について

準備的計画としかいえないものである。ピドウタ計画の性格がかようなものであり、準備期間に最初の計画において八カ年、実際の計画指標達成にはずっと多年を要するような『社会主義への多様なみち』の一つをとるものであるにしても、それがいわゆる『社会主義型社会』を指向するものである以上、くりかえしのべたところであるが生産力の発展に照応して基柢となる生産関係を改造する具体的なみとおしをもつていなければならない。とすればピドウタ計画の中軸となつてゐる国有化政策・産業国家管理政策がこのような要請に貢献するものであるかどうかをみれば、ピドウタ計画の性格をヨ

- (3) 『亜非国家走上独立発展経済的道路』・一九五八年・北京・五五頁および前掲『年鑒』九八頁
- (4)(5)(6) 数字出所はいずれも Economic Survey of Burma 1954. なお本文および表中のたとえば一九五三年度というのは、五二年一〇月―五三年九月を指す。以下同じ。
- (7)(8) 数字出所はいずれも Economic survey of Burma 1956.
- (9) 数字出所は U.N. Statistics of National Income and Expenditure No.9.1956.
- (10) M. Dobb : Some Aspects of Economic Development, Three Lectures. P.35
- (11) N. S. Buchanan and H. S. Ellis : Approaches to Economic Development. P.267
- (12) N. S. Buchanan and H. S. Ellis : 前掲書 P.275
- (13) M. Dobb : 前掲書 P.46.
- (14) 数字出所は Economic Survey of Burma 1956.

II 土地改革における社会主義への指向

まず最初に、ビルマ原有の土地制度について略述する。ビルマ農業は、自給できるだけの米と工業原料用の各種作物を栽培している上ビルマ(マンダレー平野)地域、および世界的米単作地帯である下ビルマ(イラワジ・デルタおよびペグー平野)地域の二つの型にはっきり区分することができる。イギリスは下ビルマを一八二四―五二年の間に完全に手中におさめたが、一八六九年スエズ運河開通以来、外国(イギリス系)資本の投入によってイラワジ・デルタの輸出商品としての米作が急速に発展した。外資の滲透による伝統的社会経済の解体・植民地的経済資源の開発

は、ジャコビーの表現によると『一流のできれば』であった(1)。植民地的発展はデルタに集中したが、資本と信用はまず封建的生産関係を徹底的に駆逐してしまい、土地は完全に商品化して『下ビルマの土地は株式取引所における証券と同じくらいひんばんに所有主を変える』ようになった(2)。下ビルマの米作農業は、まず全部が商品として生産され、さらに栽培の各過程をそれぞれ異なる労働者(奴隷的な労働条件ではあるが明らかに労働力を売る)に割当てて分業化するという明確な資本主義特徴をそなえるにいたった。上ビルマはこれと対照的に外国資本が下ビルマほど深く滲透しなかったため、ある程度自給的多角的な自営小保有の形式を残存させている。下ビルマのばあい、他の植民地におけるような原有の社会経済体制と植民資本との摩擦ほとんどなく、この条件が農業の性格において資本の本質を一層むきだしにあらわすことになったのであるが、そこでの植民地経済の形成は、『調和しようがしまいが、本来のビルマ人経済・チェティヤー経済・ならびにますます重要な度をくわえるヨーロッパ資本主義経済という三つの別個の経済制度を混合することによっておこなわれた(3)。すなわち、下ビルマ地方の植民地的地権集中に貢献したのは、主としてイギリス帝国主義権力によって信用組織の拡大を保証されたインド高利貸資本(チェティヤー資本)であり、原住ビルマ人および移住農民(上ビルマ人およびインド人)は、これらの権力と資本によって先進資本主義諸国でおこなわれたよりもずっと簡単かつ急速に農業プロレタリアに再編成されたのである。一九三六年までに投資されたチェティヤー資本は推定七五、〇〇〇万ルピー(約二七、〇〇〇万ドル)以上に達し、チェティヤーは下ビルマの米作地一、〇〇〇万エーカーのうち二五%を所有し、さらに他の一〇ノ二〇%に対し重い抵当権をもっていた(4)。このような地権集中は、主としてチェティヤー資本が生産資本としての機能を全く発揮しなかったと

いう事情による。すなわち、チェティヤー資本というのは典型的な高利貸資本であって、貸付けた資本の経済性・生産性よりもその担保・利子の方にと多くの関心をしめし、手持担保の価格に基いて資本計算をおこない、生産資本としての効率は問題とせず、またその貸付期間についてもほとんどが三年未満であって、農業生産発展に不可欠の長期融資には応ずることができなかったのである。またチェティヤーのえじきとなった原有小土地所有農民は、もしそれを借りなければ資本主義農業と競争できず、もつとはやく没落したであろうし、借りたところでそれは生産資本として機能しないのであるから、いずれはかならず土地を失い農業労働者が移動小作人に転落しなければならなかったのである。しかし、チェティヤーに集中した地権は、それから決してエステート式大規模農業を生みだしはしなかった。所有規模と経営規模のこのような不一致は、資本の高利貸的性格による。つまり、チェティヤーは自ら生産経営の責任をもつことには全く興味をしめさず、兼併した土地を一五と三〇エーカーの小区劃にわけて、再び金融の対象とするために小作人を入れる方をえらんだ。小作人は通常収穫の二五と五〇%ときには七五%におよぶ小作料を現物で支払い、残余でチェティヤーに生産諸費用を償還し、もし剰余があればさらに投機的仲買人の搾取の対象となるのである。結果として下ビルマ地方の小作人は、せいぜい一二年で逃亡するか追立てられ、しばらくは移動小作人階級とよばれるが、やがて農業プロレタリアに転落する。移動小作制は、しばしば内乱の直接の動機となったのみならず、農業生産性の向上を阻害する最大原因であった。

ビルマ独立前には、全国一、九四〇万エーカーの農耕地中少くともその三〇%六四〇万エーカーは約一五万の地主に所有され、そのうち六、〇〇〇人が二〇〇万エーカー以上を所有していた。ビルマ農民の七〇%は、一人当り耕作

面積五エーカー以下の状態であった。上ビルマでは自作農が農村の中核をなし、また地主も在村地主が多かったが、下ビルマでは一、一一〇万エーカーの耕地中六四〇万エーカーはチェティヤールをふくむ地主の手中にあり、そのうち二、三〇万エーカーは五、〇〇〇人のチェティヤールにぎられていた。全国一、九四〇万エーカーの耕作地中九四〇万エーカーは、常に移動する小作人を受入れていた。独立直前には、高利貸資本に対する負債をもたない農民は全体の一〇%たらずであったといわれる(5)。

みぎのような土地制度にくわえて、米穀取引のための商業・運輸・貿易機構は、すべてイギリス資本およびその下請のインド資本が支配しており、米の輸出およびそれと引換えに逆流する工業諸製品からすいあげられる利潤はすべて国外にもち出された。したがって、かような植民地的従属経済から脱却するためには、まず第一に土地自体をビルマ民族の手に回復することが先決であることはいうまでもない。地権の民族への回復の手段については、その『社会主義型社会』への指向とあいまって、かなり大胆な土地国有化政策がとられていること先述のとおりである。

つぎに、土地国有化政策の具体的遂行過程を一べつする。一九四七、四八年につぎの三つの法律が施行され、土地国有化の地ならしがおこなわれた。すなわち、四七年の標準地代法は地代を地主に課せられる土地税の二倍以内に制限する趣旨のものであり(五四年にさらに引下げられる)、同年の農民債務軽減法は高利貸債務の一部を棒引するものであり、四八年の土地強制賃貸法は地主の一方的小作契約破棄を制限するものであって、いずれも移動小作農を定着せしめ、土地国有化の前提条件をつくりだすためのものであった。ピドウタ計画が発足する五三年から本格的な土地国有化政策がはじまる。同五三年土地国有化法が施行されたが、その内容と要約すると、自作してい

るかあるいは耕作監督に現地で専従しているもの（在村地主）が同法にいう『農民』とされるのであるが、ビルマ国民たる『農民』一人につき稻田五〇エーカー・高旱地二・五エーカー・沖積地一〇エーカー・甘蔗畑五エーカー以上の所有耕地は原則的に国有化の対象にされる。もっとも、不在地主に対しては耕作義務の承認を条件に、あるいは耕作物の種類（たとえば果樹園・ゴム園等）・地主の性格（たとえば宗教団体等）によって国有化をまぬがれる条項があり、国有化の原則は、かならずしも非常に厳密なものではないと思われる。国有化された土地は農民に再配分されるが、その基準は一耕作日面積（一頭の家畜を使い一日で耕作しうる面積、若干の地域差があり通常六―一五エーカー）を基礎にして、第一に小作農あるいは五分の一耕作日面積以下の零細自作農に優先し、つぎに五分の一ないし一耕作日面積の小型自作農に、さらに季節的農業労働者に、最後にその他の農業労働者の順に配分される。再配分された土地は、賃貸および抵当化を原則的に禁止されているが、新しい所有主が自分で耕作するという条件で分割・交換・移譲および買売がみとめられている。このような国有化の原則のルーズさ、あるいは再配分後のある程度の移転の自由の承認は、この国有化政策の主要な目標が外資の排除と奴隸的条件の小作制度の消滅にあってそれ以上の生産関係変革にまで立入る用意がないことをうかがわせる。国有化および再配分はもちろん有償でおこなわれ、政府補償価格は原則として最初の一〇〇エーカーまでは二エーカーごとに年間農業税の一二倍、それをこえる一〇〇エーカーは一・二倍、さらにそれをこえる一〇〇エーカーは一〇倍というように計算される。国有化の対象となる耕地は、計画当初の五三年には約一、〇〇〇万エーカー、五七年には六二〇万エーカー補償総額一五、〇〇〇万チャットとみつもられている。国有化および再配分の管理は選挙された農村土地委員会があたり、各農村土地委員会は国家の任命ある

いは承認した中央土地委員会・地区土地委員会の指導をうける(6)。

みぎのような計画に対し、実績はどうかという点、法律自体が地主階級の抵抗によって若干の盲点をもっていること、また内乱その他による農村治安状況の不安定のためいちじるしく阻害され予定どおりの進捗をみせていない。しかしピドウタ計画の基礎としてのこの政策の遂行に政府は終始熱意をもつてあたり、五三年治安状況の良好な地域から漸進的に着手され、五六年末には一〇〇万エーカー以上の土地が国有化され、八九、〇〇〇以上の小作農および一〇、〇〇〇以上の農業労働者に配分された(7)。五七年七月の資料では、一、一五六、四四二エーカーの土地が一四一、一三二人の農民に一人当たり六一〇エーカーの割で配分をおえたと報告されているが、しかしチェイヤー所有の国有化対象農地二三〇万エーカーのうち、みぎにふくまれているのは六、〇〇〇エーカーにすぎない(8)。

土地再配分後の農業生産力の発展および自作農維持政策としては、先述の非耕作者への所有権の移転を法的に制限する消極策のほかに、積極的につぎのような協同化政策をとっている。すなわち、まず農地の再配分をうけた隣接三〜五農家・約五〇エーカーを単位とする相互扶助組織をつくり、集団耕作・生産手段および生産物の共同購入販売・相互金融によって、高利貸資本の侵入をふせぎ労働力を調整し生産性の初歩的な向上をはかる。ついでいくつかの相互扶助組織をもって農業生産協同組合(平均二〇戸二〇〇エーカー)を組織する。この段階では、生産面において単に労働力を調整するだけでなく、家畜あるいは若干の大型農具の共同使用を可能ならしめるであろう。協同組合は、さらに八〇〇〜一、〇〇〇エーカーの耕地を単位とする集団農場に集結されるみとおしを与えられている。計画では、六二年までに七二の集団農場の建設が予定され、同時にそれに照応する規模の三七のトラクター管理所の建設が

つけくわえられている。政府は、協同化政策をビルマ農業発展の・ひいてはピドウタ計画全体の成功のカギとして非常に重視し、専任國務相（協組大臣）の指導のもとにさまざまな振興策をとった。その結果、協同組合数は逐年増加し、五三年における活動中の農業協同組合数は三、四一一、五四年には四、三四二、五五年には四、四二八組合となっている（9）。協組平均耕作規模を計画どおりの二〇〇エーカーと仮定すれば、約八八万エーカー以上となり、全耕地に対しては一〇%にみたないが解放再配分農地のほぼ九〇%が協同化されたことになる。

以上が、ビルマ土地制度の歴史的 성격およびその基礎の上にたつ土地国有化政策の簡単な要約である。ビルマが『社会主義型社会』実現のローガンをかかげ全力をあげて着手した土地国有化・農業集団化政策——国有化による集中地権の解体・集団化による労働生産性の向上・生産規模拡大による合理的機械化・流通過程における投機的取引の廃棄・農業経営の多角化と剰余労働力の結合による農村工業の振興という一連の過程は、すでによく知られているように、ソ連および中国において大きな歴史的勝利をかちとった典型的な社会主義へのコースである。しかしながら同じ型・同じコースをとる政策であつても、ソ連および中国ではそれが重工業優先の高度の工業化計画と結合せしめられているのに対し、ビルマでは前節に紹介したとおり農村周辺の端緒工業の計画が対応するにすぎない。この相違点は、（それは基本的には生産関係の変革に対するプロレタリア独裁権力と民族主義的連合政権の対決方法の相違からみちびかれるのであるが）当然生産発展テンポに違いをきたし、また生産関係変革の物質的準備の優劣を決定し、生産力の発展に対する生産関係の桎梏化という最も基本的な矛盾を拡大再生産することになり、結局、その客観的な成果はどうても同質のものを期待しえないであろう。このような問題意識から、前節の考察につづけてビルマの土地

国有化政策・農業集団化政策を検討してみよう。

ビルマの土地改革を中国のそれと比較することは、ビルマ農業の『社会主義型社会』指向を検討する一つの手がかりとなるだろう。中国においては、解放後ただちに地主制度は廃棄され集中地権は解体されたが、富農および中農の自営の土地所有に対しては直接権力による変革をさけて一定期間これを存続させながら、まず初中級生産協同組合の創設によって農業生産力の発展をはかり、工業の発展と対応しつつ、それとの完全な結合＝農業機械化の度合に応じ、つまり物質的技術的支柱を常に確保しながら、それに依拠して土地私有が止揚されていく。私有制廃棄の最終的解決は、いりでもなく全人民所有である。ビルマでは、最初に土地国有化があり、そして自作農の創設が国有地の再配分という形でおこなわれる。土地の再配分は、そのかぎりでは生産手段私的所有の最も正常な物質的基盤の創設であり、価値法則貫徹の最も正常な物質的基盤の創設を意味する。もつとも、この土地の再配分後ただちに集団化政策の接合によって、価値法則作用の場の制限とその漸進的廃棄が意図されているのであるが、（価値法則阻止の成否の客観的根拠については後述するとして）、ここまでの過程は中国とかなりの相違をみせている。

この相違は、主として原有基盤の歴史的制約にもとずいている。すなわち、中国でもビルマでも地権の集中・分散的小規模経営・奴隸的条件の小作制度および農業労働者の普遍的存在という点では共通しているけれども、第一に中国農業は、そのほとんどがいわゆる『个体経済』であって、農業生産物が一般的に近代的商品にまで成熟していなかったという点に典型的にみられるように、土地所有関係自体は外資の直接支配をうけず、買弁商業資本・官僚独占資本の搾取をとおして間接に帝同主義に従属していたのであるが、ビルマ農業においては、農民に対する封建的奴隸

的搾取が廃棄されずむしろそれが主要な搾取手段であつたにしても、農業生産物は一般に商品として生産され、外国資本（イギリス資本・インド高利貸資本）の直接支配をうけていた。ビルマのばあいは、中国の半封建半植民地的性格とはちがい純然たる植民地経済であり、土地所有の支配的形態は、封建的所有ではなく植民地的高利貸的資本制所有であつた。したがって、中国では自作農の創設は、原則的には封建的土地所有関係の廃棄によって国有化過程を経由せずおこなうことが可能であつた。ビルマのばあい集中地権の排除は、明らかに何らかの手段で外国資本を接收するのでなければ不可能であり、自作農の創設は単なる国内問題ではなく、一つの国際的問題を介在せしめざるをえなかつた。またビルマのばあい集中地権の解体は、同時に帝国主義的植民地収奪の根拠となつていた価値法則の作用範囲を少くとも『社会主義型社会』の出発点たる条件を満足せしめる程度まで制限しなければならぬという制約があつた。このような点から、ビルマでは最初の出発点においてまず国有化の手段がとられたことは、それが外交的困難あるいは国内治安の不安定等のため計画どおりの進捗をみていないにしても、『社会主義型社会』を指向するかぎり唯一の正しい路線であつたといわなければならない。しかしながら、国有化政策につづく土地の再分配による自作農創設の段階になると、中国でも同じ形態をとっているけれども両者の意義あるいは内容はかなり異なる。むしろ、その本質において反対の方向をもつといつてもよく、中国の指向する社会主義とビルマの指向する『社会主義型社会』の本質的な相違にもふれてくる。すなわち、中国における自作農の創設は、もちろん中国農民の土地への伝統的執着に対する考慮もあるけれども、決定的な理由はすでに先述したように生産力の発展と生産関係の变革を最も円滑に照応せしめ常に生産力の最大限の發揮を確保するためである。それは生産手段私的所有廃棄の観点からいっても、その

実現のための前進的な不可欠の布石なのであるが、ビルマの自作農創設は、生産手段の所有関係からいうと、一たん国有化によって私的所有を止揚された土地がふたたび私的所有にもどされたのであって、少くとも私的所有否定の最高形態から一步後退したものとみななければならぬ。それでは、ビルマにおいてかような国有化のなしくずによって自作農が創設された理由はどこにあるのか。もちろん、農民の土地私有への伝統的執着は考慮さるべきであるし、また国有化されたのは主として外資所有地をふくむ不在地主の土地であったから、一方において原有の中小任村地主および自作農はそれぞれの私有地を確保しており、このような私有制度が依然として絶対的に優勢をしめているという条件も考慮しなければならぬ。しかし他面からいえば、移動小作農の普遍的存在からも推測できるように、ビルマ農民の土地への伝統的執着は少くとも中国農民ほど強くないのである。また私有制の絶対的優位については、制度の競争は量的優勢によって決定されるのではなく、質的優越性によって決定されるのであり、したがって、たとえ量的に劣勢であっても国有化の基礎の上にヨリ高い生産性を保障する制度がうちたてられるならば、国有化部分は私有部分を支配することができるともいえるのである。つきに、国有化部分に対し、大規模機械化農業をただちにうちたてる準備は全然ないのであるから、その条件がつけられるまでは中小規模の自作農創設によつて農業生産を集約化し、農業生産性を漸進的に高めていかなばならないという論拠がある。それは、中国でもそうであったように、たしかに当面の農業生産を引上げていくための不可欠の手段である。しかしながら、それは国有地の再私有化をかならずしも前提条件としないで可能である。これについては、ソ連において革命直後土地国有化がおこなわれ、その基礎の上に単純商品を生産する小経営が創設された歴史的経験を指摘すればたりるのである。いわんや、集団化政策が私有地による自作農から出発しなければならぬ理由は一つもない。農業集団化は一つは生産力の発展一つは生産手段私的所

有揚棄の両面政策であるのだから、土地国有化を基礎として出発できるならば、それは生産規模の拡大と生産力発展のヨリ強力な支柱となるであろう。以上のように、土地国有のなしくずしは、『社会主義型社会』への指向に対して必然的な意味合いが稀薄であったばかりでなく、さらに価値法則に強固な基盤を提供することによつてもう一つの悪徳を積む。近代的土地所有の基礎の上に農産物が商品として生産されると、この過程はいうまでもなく価値法則によつて規制される。価値法則は生産物の価格を決定し、流通を促進し、生産を調節するだけではなしに自己の拡大再生産の必然的結果として農村における階級分化を促進する。それは、人々の主観的な意図をこえて一方では貧農をつくりだし他方で富農をつくりだして、不可避免的に労働者をおくりだす。単純商品生産を出発点とする自然的な発展が資本主義へのみちにつながることは価値法則自体に内在する必然性である。中国においてもビルマにおいても、かような価値法則の自然的発展を抑圧し制限するために、自作農創設にひきつづいて集団化政策が接合されること先述のとおりであるが、価値法則阻止の成否は集団化という形式あるいは制度自体にかかっているのではなく、価値法則の基盤（生産手段私的所有）の变革を必然的たらしめるまで生産力を高めうるかどうか・つまり対応する工業の性格およびその結合関係にかかっている。とすればビルマにおいては価値法則廃棄の基本的要因である社会主義的工業の市場支配という条件が熟していない。この条件を欠いた集団経済Ⅱ協同組合というものは、それ自体ならずしも社会主義的性格をもつものでもなければ、また資本主義経済制度に対する絶対的優越性をそなえたものでもないのである。すなわち、協同組合経済というものは、国民経済において単独に一つの支配的な制度（ウクラッド）としての地位を確立する可能性をもつものではない。というのは、協同組織の基礎である集団所有自体が過渡的なものであつて、私

的所有否定の最終形態たる国有形態まで止揚されるよう常に強制されるのでなければ、かならず私的所有へ分解する。したがって、それが価値法則の支配的作用が廃棄されていない国民経済中におかれるときは、協同組合自体の組織の平等性にかかわらず、資本主義的企業の一形態としてしか機能せず、大規模経営・機械化耕作による生産性向上の新しい可能性を導入するけれども、同時にかならず階級分化のみちをもつけるのである。

結論的にならば、一たん国有化された土地を価値法則の支配を制限する準備をととのえないままに再配分し自作農を創設したことは、その後の集団化政策の接合にかかわらず、ビルマ農業に対して資本主義的発展への可能性を保障したことになる。それは、農業生産における植民地的前近代的制約・外国資本の市場規制を排除し、農業周辺の工業化の基盤を提供し、農業生産力をかなりの程度向上させる可能性をもっている。しかし生産力の発展が同時にその内在的矛盾を激化させ、それが生産関係に固着して生産力の発展に照応することを不可能ならしめる必然性は排除されていない。つまり、ビルマ土地改革における国有化政策は、原有の経済的基盤の本質に基本的な変革をくわえるものではなかったのである。それは、いわば社会主義的国有化とくらべてヨリ低次の段階の・民族主義的限界をもった国有化であった。ピドウタ計画における『社会主義型社会』への指向の中軸たる国有化政策の本質がかなうものであるとすれば、ピドウタ計画によって、あるいは同じ性格の計画をつみかさねることによって、社会主義へ移行することは不可能である。むしろ、それは資本主義的発展の萌芽を内蔵している。しかし、このような資本主義的発展の契機は、植民地的従属経済から早急に脱却して自主独立の経済をうちたてようとする民族主義的指向・あるいは経済発展が直接国民の生活水準向上に結びつくような経済を建設しようとするいわゆる『社会主義型社会』への

主観的指向によってかなり制限され、さまざまの国家的統制をうけながら発展するものと思われる。すなわち、ピドウタ計画における『社会主義型社会』の内容は、民族主義的國家資本主義ということができる。もちろん、このような國家資本主義は、先進資本主義諸国におけるそれとは異なる性格をもっている。先進資本主義諸国における國家資本主義は、資本の最高の独占的君臨の形態であって、独占資本と癒着したブルジョア國家權力は、一方では独占的地位の確保・他方では独占資本に不利な負担を國民に転嫁する道具として作用する。しかるに、一般に後進国の工業化過程にあらわれる國家資本主義では、資本と癒着している國家權力は、民族資本を外資の圧迫から防衛する役割を引受け、さらに資本の無政府的本質をある程度制限し、従屬經濟脱却のために必要な資本蓄積と投資対象をある程度計画的に規制するという進歩的役割を果す。この國家權力が価値法則の作用範圍を制限し經濟を計画化する程度は、その國家權力の階級的 성격および國民經濟における他の經濟制度(ウクラッド)との比率によつて決定される。したがって、この点からいうと、同じ後進國工業化過程にあらわれる國家資本主義でも、ビルマおよび中国のそれはきわめて対照的な差異をもっている。中国における國家資本主義は、当初から明確に社会主義への移行形式の一つとして措定され、社会主義經濟制度からの不斷の規制と干渉によつて価値法則の支配を制限される。それに対しビルマの國家資本主義は、國民經濟中依然として支配的地位をしめている資本主義的經濟および單純商品生産經濟にとりまかれており、それらに不斷に制約されている。もちろん、國家資本主義のその他の經濟制度に対する制度的進歩性・優越性が、生産力の發展につれてしだいにその國民經濟中における比重を大きくしていくであろうが、同時にそれについていわゆる『ピドウタ』(福祉國家)の理念と価値法則の主張との矛盾は缺狀に拡大されるであろう。

(一九五八年九月稿)

- (1) E. H. Jacoby : *Agrarian Unrest in Southeast Asia*. 井上・滝川訳七三頁
- (2) J. S. Furnivall : *An Introduction to the Political Economy of Burma* P. 58
- (3) E. H. Jacoby : 前掲書・邦訳八〇頁
- (4) J. R. Andrus : *Burmese Economic Life*. P. 68.
- (5) 『亜非国家走上独立発展経済的道路』七二頁
- (6) 同書七四頁 (数字出所は *Burma New Times*, Jan. 20, Mar. 17, 1957)
- (7) 同書七七頁
- (8) 同書七七頁
- (9) 『東南アジア政治経済総覧』上巻・三五八頁